

森林法第10条の8第1項に基づく 「伐採及び伐採後の造林の届出書」作成の手引

横浜市みどり環境局 公園緑地部 公園緑地管理課 公園緑化協議担当

伐採面積1ha以下※で横浜市内の地域森林計画対象民有林の樹木を伐採する際には、伐採を開始する90日前から30日前まで※の間に、横浜市長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

※1haを超える開発（幅員が3mを超える集材路の作設を含む）及び0.5haを超える太陽光発電設備設置目的の開発は、神奈川県知事の許可を受ける必要があります（林地開発許可）。神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課 tel:045-934-2372 へお問い合わせください。

※届出した伐採期間を変更する場合は、伐採を開始する日の90日前から30日前までの間に再度、届出する必要があります。届出する場合は、余裕をもって伐採の期間を記載してください。

1 届出を要する森林

横浜市内の地域森林計画対象民有林が対象です。地域森林計画対象民有林は、公園緑地管理課窓口で地図を閲覧するほか、次の方法で確認することができます。

【e-かなマップ】

<https://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/PositionSelect?mid=28>



【横浜市森林整備計画概要図】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori/sseibikeikaku.html>



なお、令和8年4月1日の森林法改正に伴い、以下に該当する場合は届出書の提出が不要になりました。

- 道路等の設備又は住宅等の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を伐採する場合であって、その伐採の面積が著しく小さい場合。（詳細については別紙「【チラシ】伐採造林届出等制度について」を参照）
- 地域生物多様性増進法に規定する、認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に基づく伐採については、同法第20条に規定する特例について当該計画に含まれる場合、届出書の提出は不要。

2 届出人：森林所有者等

伐採する権原を有する者と伐採後の造林の権原を有する者（主に森林所有者）が届出人となります。両者が異なる場合、これらの者が連名で届け出ます。

例えば、

- ◆自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合
⇒森林所有者
- ◆伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合
⇒森林所有者と立木買受者（連名）

3 届出期間

伐採を開始する日の90日前から30日前までの間

4 提出方法

(1) 窓口での届出の場合

「5 必要図書」を正副合計2部ずつご準備のうえ、次の提出先までご持参ください。

提出先・受付時間

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階
横浜市みどり環境局 公園緑地部 公園緑地管理課 公園緑化協議担当
平日 9:00～12:00（午後に受付希望の方は事前にご相談ください。）

(2) オンラインでの届出の場合

「横浜市電子申請・届出システム」により届出を受け付けています。
次のURLまたはQRコードよりお手続きください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/3500035b-6cb6-4276-956d-3f76120b29ca/start>



5 必要図書

次の様式及び添付図書を提出してください。

(1) 届出書の様式

- ①「伐採及び伐採後の造林の届出書」
- ②「伐採計画書（別添）」
- ③「造林計画書（別添）」（「間伐」の場合は提出不要）

(2) 届出書に添付するもの

添付書類名	概要	☑欄
委任状	<ul style="list-style-type: none"> 届出人以外の代理者が届け出る場合に必要です 伐採する森林の地名地番、伐採面積及び伐採方法を記入してください（記載例は本手引書 P29） 	☐
位置図	<ul style="list-style-type: none"> e-かなマップの「地域森林計画対象民有林位置図」など、届出の対象となる森林の位置を特定できる図面 	☐
伐採計画区域図	<ul style="list-style-type: none"> 森林計画図、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図等に伐採する区域の外縁を明示した図面 図面には地域森林計画対象民有林の位置を記載してください 区域が特定できるものであれば縮尺の記載は任意です 伐採計画区域図で森林の位置が特定できる場合は、位置図と兼ねることができます 	☐
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> 届出の対象となる森林の地番の公図の写し 〔伐採計画区域図として不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図を提出する場合は省略可。〕 	☐
届出人の確認書類	（法人の場合） <ul style="list-style-type: none"> 資料添付は不要 （団体の場合） <ul style="list-style-type: none"> 代表者の氏名、規約、組織及び運営に関する定めを記載した書類等の写し （個人の場合） <ul style="list-style-type: none"> 住民票やマイナンバーカード（表面）、運転免許証等の写し 	☐
他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類（該当する場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 申請中（又は申請前）の許認可の種類、申請先行政庁、申請年月日（申請予定時期）を記載した書類（記載例は本手引書 P30） 既に処分があった許認可については、その証明書の写し 	☐
森林を伐採する権原を有することを証する書類（届出者が森林の土地の所有者でない場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 森林所有者が作成した伐採に係る同意書・承諾書、伐採に係る受委託契約書、立木売買契約書等の写し 	☐
伐採後の造林の権原を有することを確認できる書類（届出者が森林の土地の所有者でない場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 伐採後の造林に係る受委託契約書、土地の賃借契約書等の写し 間伐の場合は提出不要 	☐
隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、隣接森林所有者の現地立合写真等（記載例は本手引書 P31） なお、<u>以下 1)～3)</u> に該当する場合には、<u>不要</u>*です 	☐

<p>(届出の区域が明確になっているかの確認のため添付を求めるものです)</p>	<p>1) 路網の作設や施設の保守等のため、線状又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって届出者が隣接森林から距離を置いて伐採することを誓約する場合など、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合</p> <p>2) 明確な谷や尾根等の地形、道路や柵等の地物により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界杭が存在している場合、立木への標示や林相により境界が明らかな場合など、隣接する森林の土地との境界が明らかな場合</p> <p>3) 誓約書等の添付により伐採開始時までに境界確認を行うことを明らかにする場合(誓約書の記載例はP31)</p> <p>〔※届出者が過去3年の間に伐採に係る指導、勧告又は命令を受けていた場合(他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む)は添付の省略は認められません〕</p>	
<p>その他、市町村の長が必要と認める書類</p>	<p>・必要に応じて、追加の資料提出を求める場合があります(例:土地の売買契約書等)。</p>	<p>□</p>

6 記載要領等について

本手引書のP.5～31を参照してください。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 記載要領 | P.5～8 |
| (2) 届出書の記載例 | |
| ① 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合 | P.9～12 |
| ② 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合 | P.13～16 |
| ③ 伐採方法が択伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合 | P.17～20 |
| ④ 伐採方法が間伐の場合 | P.21～24 |
| ⑤ 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合 | P.25～28 |
| (3) 添付書類の記載例 | |
| ① 委任状 | P.29 |
| ② 他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類 | P.30 |
| ③ 隣接森林所有者と境界確認を行ったことを証する書類 | P.31 |
| ④ 伐採開始時まで境界確認を行うことを明らかにした誓約書 | P.31 |

7 様式等のダウンロードについて

横浜市のホームページからダウンロードできます。次のURLまたはQRコードよりアクセスしてください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori/bassaitodoke.html>



8 罰則について

事前に届出を行わず地域森林計画対象民有林の樹木を伐採した場合は、顛末書（始末書）を提出していただきます。無届で伐採した場合は、森林法で100万円以下の罰金が規定されています（森林法第208条）。無届の伐採を繰り返し行うなど悪質な場合は告発することがあります。

【お問合せ】

横浜市みどり環境局 公園緑地部 公園緑地管理課 公園緑化協議担当
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階
TEL045(671)3946

お問合せは午前中にお願いします。午後は検査等で担当者が不在の場合があります。

【記載要領】

規則第9条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

年月日

住所
届出人 氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

伐採の始期の30~90日前で届出書が提出されているか？

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である _____ が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字
郡	村		

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

①届出人が森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者となっているか？
②伐採する(権原を有する)者と伐採後の造林をする(権原を有する)者が異なる場合、連名となっているか？

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

確認通知書又は適合通知書の希望 有・無

・森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。
・届出の内容に沿って横浜市が作成する確認通知書又は適合通知書の交付希望の有無について、いずれかに○をつける。

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m	・	延長 m

小数第2位まで記載されているか
(第3位で四捨五入されている)

①始期は届出年月日以降30～90日となっているか？
②伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか？

2 備考

--

幅員3m超で、その面積が1ha超となっていないか？

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)		ha
人工造林による面積 (A + B)		ha
植栽による面積 (A)		ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C + D)		ha
ぼう芽更新による面積 (C)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？(伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。)
 ②市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」のうち人工林の場合、人工造林が計画されているか？
 ③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。
 皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
 択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄が全て記載されているか？
 ②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画となっているか？

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途が記載されているか？
 ②転用面積は1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)以下か？

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

届出書の記載例

① 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

横浜市長 殿

令和4年10月1日

住所 ○○市○○町1-2-
届出人 氏名 森林 太郎
電話番号

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

確認通知書又は適合通知書の希望 有 ・ 無

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐採面積	2.00ha (うち人工林2.00ha)		
伐採方法	主伐(皆伐)・択伐・間伐	伐採率	100%
作業委託先	(有)○○林業		
伐採樹種	スギ		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 500m		

伐採の始期が届出日以降30
~90日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	2.00ha
人工造林による面積 (A + B)	2.00ha
植栽による面積 (A)	2.00ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	令和5年4月1日 ～	ヒノキ	1.00ha	2,500本	△△森林組合	/
	令和5年5月31日	スギ	1.00ha	2,500本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	—	—	—	—	—	—
5年後において 適確な更新が なされない場合	—	—	— ha	— 本	—	—

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内となっているため、適正。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

② 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年9月15日

横浜市長 殿

伐採の始期の30~90日前であり、適正。

伐採する者と伐採後の造林をする者が異なる場合は、連名で届け出る。

住所 ○○市△△町字□□123
届出人 氏名 ○○林業
代表取締役 林野 次郎
電話番号
住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎
電話番号

伐採する者(立木を買い受けて伐採する者等)

伐採後の造林をする者(森林所有者)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者のうち ○○林業 が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

確認通知書又は適合通知書の希望 有 ・ 無

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住所 ○○市△△町字□□123
届出人 氏名 ○○林業
代表取締役 林野 次郎

1 伐採の計画

伐採面積	3.30ha (うち令和4年度 天然林2.20ha、令和5年度 天然林1.10ha)		
伐採方法	(主伐)(皆伐)・択伐・間伐	伐採率	100%
作業委託先	-		
伐採樹種	クヌギ、その他広葉樹		
伐採齢	45 (35~50)		
伐採の期間	令和4年11月1日 ~ 令和5年12月31日		
集材方法	(集材路)・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 750m		

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に記載する。

伐採の始期が届出日以降 30~90日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ (あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	3.30ha
人工造林による面積 (A + B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	3.30ha
ぼう芽更新による面積 (C)	2.20ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ <u>その他</u> (芽かき)・なし
天然下種更新による面積 (D)	1.10ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・ <u>刈出し</u> ・ <u>植込み</u> ・ <u>その他</u> ()・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 3,000本/ha × 3.30ha = 9,900本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本	—	
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日	クヌギ	2.20ha			
		その他広葉樹	1.10ha			
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日	その他広葉樹	3.30ha	9,900本		

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

木以外の用途に供されることとなる場合のその

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

③ 伐採方法が択伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

横浜市長 殿

令和4年10月1日

住所 ○○市○○町1-2
届出人 氏名 森林 太郎
電話番号

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

確認通知書又は適合通知書の希望 有 ・ 無

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐採面積	2.00ha (人工林2.00ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	40%
作業委託先	○○森林組合		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採年齢	60		
伐採の期間	令和4年11月1日 ~ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

市町村森林整備計画に定める立木の伐採(主伐(択伐))の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか?

伐採の始期が届出日以降30~90日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	2.00ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	- ha
天然更新による面積 (C + D)	2.00ha
ぼう芽更新による面積 (C)	- ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	2.00ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 3,000本/ha × 2.00ha × 0.4 = 2,400本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	-	-	- ha	- 本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日	その他広葉樹	2.00ha			
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和13年3月31日	その他広葉樹	2.00ha	2,400本		

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

の用途に供されることとなる場合のそ

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

④ 伐採方法が間伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

横浜市長 殿

令和4年10月1日

住所 ○○市○○町1-2-
届出人 氏名 △△森林組合
組合長 森林 花子
電話番号

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は長期受委託契約に基づき 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

確認通知書又は適合通知書の希望(有)・無

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 △△森林組合
組合長 森林 花子

1 伐採の計画

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐採面積	2.00ha		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・ <u>間伐</u>	伐採率	30%
作業委託先	-		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採齢	35		
伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

伐採齢及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？
(伐採後の造林が必要となるような、過大な伐採率となっていないことを確認)

伐採の始期が届出日以降30~90日であり、適正

2 備考

森林作業道を活用して間伐木を搬出する。

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)		— ha
人工造林による面積 (A + B)		— ha
植栽による面積 (A)		— ha
人工播種による面積 (B)	間伐は更新を伴わない伐採であるため、伐採後の造林の計画は不要	— ha
天然更新による面積 (C + D)		— ha
ぼう芽更新による面積 (C)		— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)		— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)						
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	—	— ha			
5年後において適確な更新がなされない場合	—	—	— ha	— 本		

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

⑤ 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

横浜市長 殿

令和4年10月1日

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎
電話番号

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である森林太郎が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

確認通知書又は適合通知書の希望(有)・無

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐採面積が1ha以下であり、適正。
なお、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha以下であることを確認。

伐採面積	0.50ha (人工林0.50ha)		
伐採方法	主伐(皆伐)・択伐・間伐	伐採率	100%
作業委託先	(有) □□林業		
伐採樹種	スギ		
伐採年齢	60		
伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 100m		

伐採の始期が届出日以降30
~90日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ (あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	- ha
人工造林による面積 (A + B)	- ha
植栽による面積 (A)	- ha
人工播種による面積 (B)	- ha
天然更新による面積 (C + D)	- ha
ぼう芽更新による面積 (C)	- ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	- ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	-	-	- ha	- 本	-	
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	-	-	- ha			
5年後において適確な更新がなされない場合	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日	スギ	0.50ha	1,500 本		

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「5年後において適確な更新がなされない場合」欄以外は記載不要。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

伐採後に宅地造成を予定 (転用予定時期: 令和5年8月)

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載する。
(ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない。)

2 備考

伐採後の用途が森林以外 (転用) である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

① 委任状（記載例）

委任状	
横浜市長 殿	年 月 日
	(委任者) 住 所 氏 名
(森林の所在場所) ○○区○○町○○番、○○番	
(伐採面積) ○○.○○ ha	
(伐採方法) 主伐 (皆伐) 択伐) ・間伐	
<p>私は、次の者を代理人として定め、上記の森林の所在場所における森林法第10条の8に基づく一切の手續の権限を委任します。</p>	
	(受任者) 住所 氏名

② 他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類（記載例）

許認可の申請状況について	
横浜市長 殿	年 月 日
	住 所 氏 名
届出の対象である森林の伐採（又は土地の形質変更）については、次のとおり必要な手続を進めています（又は進める予定です）。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可の種類 ○○法第○条の木竹の伐採許可 ・ 申 請 先 ○○県○○部○○課 ・ 申 請 年 月 日 ○○年○○月○○日 （又は申請予定時期） 	

<参考> 立木の伐採等に係る法規制一覧表

区域の種類	規制法令の名称	規制対象となる行為
・ 保安林 ・ 保安施設地区	・ 森林法	・ 木竹の伐採 ・ 土地の形質の変更 等
・ 砂防指定地	・ 砂防法 （都道府県条例）	・ 木竹の伐採 ・ 土地の形状の変更 等
・ ぼた山崩壊防止区域	・ 地すべり等防止法	・ 木竹の伐採 ・ 樹根の採取 等
・ 急傾斜地崩壊危険区域	・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・ 木竹の伐採 ・ 切土、盛土 等
・ 土砂災害計画区域のうち土砂災害特別警戒区域	・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・ 特定開発行為
・ 宅地造成等工事規制区域 ・ 特定盛土等規制区域	・ 宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年度施行予定）	・ 宅地造成 ・ 特定盛土 ・ 土石の堆積
・ 都市計画区風致地区	・ 都市計画法 （都道府県条例）	・ 工作物の新築、改築、増築 ・ 土地の形質の変更 ・ 木竹の伐採 等
・ 特別母樹林	・ 林業種苗法	・ 樹木の伐採
・ 史跡名勝天然記念物	・ 文化財保護法	・ 史跡名勝天然記念物の現状変更 等
・ 特別緑地保全地区	・ 都市緑地法	・ 工作物の新築、改築、増築 ・ 土地の形質の変更 ・ 木竹の伐採 等
・ 漁業法に基づく制限林	・ 漁業法	・ 木竹若しくは土石の除去

③ 隣接森林所有者と境界確認を行ったことを証する書類（記載例）

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年 月 日

横浜市長 殿

住 所
氏 名

〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
〇〇〇-△	〇〇市〇〇町〇〇	森林三郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-□	〇〇市〇〇町〇〇	森林四郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-▲	〇〇市〇〇町〇〇	森林花子	〇年〇月〇日 書面通知により承諾

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。

④ 伐採開始時までには境界確認を行うことを明らかにした誓約書（記載例）

隣接森林所有者との境界確認について

年 月 日

横浜市長 殿

住 所
氏 名

弊社は〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木の伐採にあたり、伐採開始時までには、隣接する〇〇〇-△の森林所有者である森林太郎氏、〇〇〇-□の森林所有者である森林花子氏と境界の確認を行うことを誓約します。